

合併に伴って住所の表示が変わったら（その2）

項目	対象	住所変更の手続きについて	問い合わせ先
⑩預金通帳・証書関係 （市内各金融機関取扱分）	預金者など	必要ありません。 ※当座預金や融資取引などがある場合は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	市内各金融機関
⑪預金通帳・証書関係 （市外各金融機関取扱分）		市外の金融機関のものについては、当該金融機関にお問い合わせください。	市外各金融機関
⑫各種公正証書（遺言）、 会社の定款の認証	公正証書類作成者	・必要ありません。 ・合併前に作成された公正証書などは、合併後もすべてそのまま有効です。 ※新市発足前に作成済みの公正証書に基づいて、新市発足後に権利義務を実行する場合には、新住所の住民票などが必要となる場合があります。	新潟公証人合同役場 ☎025-240-2610
⑬食品衛生法および食品衛生に関する条例による 営業許可指令書	許可指令書を所有する事業者	必要ありません。 ※食品衛生法による表示は、合併日以降に製造販売されるものについては、新市の住所で行ってください。	新潟県新津健康福祉環境事務所 （保健所）☎22-5174 ※平成17年3月21日以降は、 新潟市保健所食品衛生課 ☎025-228-1000
⑭老人居宅生活支援事業 の変更届	老人居宅生活支援事業の受給者	合併後30日以内に住所変更届が必要です。	新潟県新津健康福祉環境事務所 （保健所）☎22-5174 ※平成17年3月21日以降は、 新潟市高齢福祉課 ☎025-228-1000
⑮老人デイサービスセンターの住所変更届	老人デイサービスセンターの事業者		
⑯指定居宅介護支援事業者の住所変更届	指定居宅介護支援事業者	合併後10日以内に住所変更届が必要です。	新潟県高齢福祉保健課 ☎025-280-5190
⑰指定居宅サービス事業者の住所変更届	指定居宅サービス事業者		
⑱指定介護療養型医療施設開設者の住所変更届	指定介護療養型医療施設の開設者		

合併についての問い合わせは、
企画調整課 合併推進室へ。

- 電話 ☎ 24-2111 内線 380～382
- 電子メール ✉ gappei@city.niitsu.niigata.jp
- 新津市ホームページ 🌐 <http://www.city.niitsu.niigata.jp/>